

1. 議事日程

〔令和6年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目〕

令和6年6月10日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |                                                                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                                                               |
| 日程第2  | 会期の決定                                                                                                    |
| 日程第3  | 同意第2号 安芸高田市監査委員の選任の同意について                                                                                |
| 日程第4  | 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について                                                                             |
| 日程第5  | 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】                                                                |
| 日程第6  | 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】                                                          |
| 日程第7  | 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】                       |
| 日程第8  | 承認第5号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】                                                          |
| 日程第9  | 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】                                                           |
| 日程第10 | 承認第7号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】                                                           |
| 日程第11 | 議案第45号 財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）                                                                             |
| 日程第12 | 議案第46号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例                                                                      |
| 日程第13 | 議案第47号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                                           |
| 日程第14 | 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第49号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例                |
| 日程第16 | 議案第50号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例                    |

- 日程第17 議案第51号 財産の無償譲渡について  
 日程第18 議案第52号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）  
 日程第19 議案第53号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）  
 日程第20 議案第54号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

2. 出席議員は次のとおりである。（15名）

1番	南澤克彦	2番	田邊介三
3番	山本数博	5番	新田和明
6番	芦田宏治	7番	山根温子
8番	先川和幸	9番	石飛慶久
10番	山本優	11番	熊高昌三
12番	宍戸邦夫	13番	秋田雅朝
14番	金行哲昭	15番	児玉史則
16番	大下正幸		

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

2番	田邊介三	3番	山本数博
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長職務代理者副市長	米村公男	教育長	永井初男
危機管理監	神田正広	総務部長	新谷洋子
企画部長	高下正晴	市民部長	内藤道也
福祉保健部長兼福祉事務所長	井上和志	産業部長	森岡雅昭
建設部長	河野恵	消防長	吉川真治
教育次長	柳川知昭	教育参事	和田治子
総務課長	佐々木満朗	財政課長	沖田伸二
政策企画課長	黒田貢一	行政委員会総合事務局長	竹本繁行

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	高藤誠	事務局次長	藤井伸樹
総務係長	日野貴恵	主事	實村峻



午前10時00分 開会

○大下議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は15名であります。  
定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長に諸般の報告をさせます。  
高藤事務局長。

○高藤事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より、令和5年度安芸高田市一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書についての報告がありました。  
第3点、市長より、令和5年度安芸高田市下水道事業会計予算の建設改良費繰越についての報告がありました。  
第4点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況、経営状況説明書について1点の報告がありました。  
第5点、市長より、議会の委員による専決処分事項について、1件の報告がありました。  
第6点、監査委員より、令和6年3月分及び4月分の例月出納検査の報告がありました。  
第7点、閉会中の議員派遣結果について報告いたします。それぞれ写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

○大下議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○大下議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、2番田邊議員、及び3番 山本議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○大下議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

山本議会運営委員長。

○山本議会運営委員長 令和6年第2回定例会の運営につきまして、去る5月10日及び5月31日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月28日までの19日間といたしました。

議事の都合により、6月11日から17日、6月20日から27日までを休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意2件、承認6件、議案10件でございます。

議案の審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり議案第47号から第51号までの5件は産業厚生常任委員会へ、議案第53号と議案第54号の2件は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意2件、承認6件、議案第45号、第46号、第52号の3件につきましては、委員会の付託を省略することといたしました。

次に、一般質問の取扱いについては、5名からの通告がありましたので、通告順に6月18日を5名といたします。

以上、報告を終わります。

○大 下 議 長 お諮りいたします。  
ただいまの委員長の報告のとおり、会期は19日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第2号 安芸高田市監査委員の選任の同意について

○大 下 議 長 日程第3、同意第2号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本案は、監査委員の木原張登さんが令和6年6月14日で任期満了となることに伴い、新たに品川忠治さんを選任したいとしますのでございます。地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
お諮りいたします。

この件に関しては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより同意第2号「安芸高田市監査委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大 下 議 長 異議なしと認め、よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

た。

暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第3号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○大下議長 日程第4、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本案は、令和6年6月14日任期満了となる公平委員会委員の上本和子さんを引き続き選任したいとするものでございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○大下議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第3号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】

○大下議長 日程第5、承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をいたしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長 それでは、説明資料により要点の説明をしますので、そちらのほうを御覧ください。

初めに、市民税関係、個人市民税の特別税額控除に伴う改正です。賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、令和6年度の市県民税所得割が課税される方のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方を対象として減税を行うものです。

市県民税の均等割のみ課税される方や、非課税の方は対象となりません。

減税額は表に記載のとおり、納税者本人は1万円、控除対象配偶者、扶養親族は1人につき1万円です。なお、減税額は全額国費により補填されます。

次に、固定資産税関係、固定資産税土地の負担調整措置の延長です。平成9年度の評価替え以降実施しております特例措置を令和8年度まで延長するものです。

最後に、改正条例の施行期日です。いずれも令和6年4月1日です。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 質疑なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより承認第2号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市税条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】

○大下議長 日程第6、承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします

す。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長

本件は、地方税法施行令の改正が令和6年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大下議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

内藤市民部長。

○内藤市民部長

それでは、説明資料により要点の説明をしますので、そちらのほうを御覧ください。

国は、課税限度額超過世帯割合が1.5%台に近づくように、国民健康保険税の課税限度額を段階的に引き上げているところ、高所得層の限度額を増やし、中間所得層の負担緩和を図る観点から、このたび地方税法施行令を改正し、課税限度額の見直しを行ったものです。

第2条は、国民健康保険税の課税額に関する規定です。法改正に伴い、世帯主及びその世帯主の被保険者について算定した後期高齢者支援金等課税額、いわゆる医療分の課税額が現行の22万円を超える場合は、22万円としている課税限度額を24万円に引き上げるものです。

次に、第23条は、低所得者に対する国民健康保険税の減額についての規定です。計算により減税していた額が課税限度額を超える場合、第2条と同様に、改正後において後期高齢者支援金等税額、いわゆる医療分課税限度額については24万円にするというものです。

また、軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘すべき金額を5割軽減は29万5,000円に、2割軽減は54万5,000円にそれぞれ引き上げるものです。

改正条例の施行期日は、いずれも令和6年4月1日です。

以上で、要点の説明を終わります。

○大下議長

以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○大下議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第3号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例】の件」を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
~~~~~○~~~~~
- 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について【安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】
- 大下議長 日程第7、承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長職務代理者、米村副市長。
- 米村市長職務代理者副市長 本件は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が令和6年7月1日から施行されることに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものです。  
地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。  
御審議のほど、よろしく願いいたします。
- 大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 それでは、要点の説明をします。  
承認議案書の4ページをお願いいたします。  
右側が改正前、左側が改正後です。附則の第2項に記載のとおり、本件は省令の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正し、適用期間を3年間延長するものです。  
以上で要点の説明を終わります。
- 大下議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議あり

ませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより承認第4号「専決処分した事件の承認について【安芸高田市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】

○大下議長 日程第8、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和5年度安芸高田市一般会計補正予算(第10号)】」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本件は、小学校施設設備等管理整備事業費の繰越明許費を変更したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分を行いましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。  
このたびの補正予算は、繰越明許費の金額を変更したものです。  
4ページをお開きください。  
これは法定点検である小学校の消防設備点検業務の完了が遅延したことに伴い、履行期間を延長する必要が生じたため、繰越明許費の金額を変更したものです。緊急を要したため、3月31日付で専決処分いたしました。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長 以上をもって、要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、承認第5号「専決処分した事件の承認について【令和5年度  
安芸高田市一般会計補正予算（第10号）】」の件を起立により採決いた  
します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸  
高田市一般会計補正予算（第1号）】

○大下議長 日程第9、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和6年度  
安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本件は、認定こども園基本構想作成業務に伴う費用を既定の歳入歳出  
の総額にそれぞれ追加したものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月17日付で専決処分  
をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞ  
れ613万8,000円を追加し、予算の総額を193億2,013万8,000円としたも  
のです。これは、令和5年第1回定例会と令和5年第4回定例会において、  
修正案により予算が削除された認定こども園基本構想策定業務委託料を  
計上したものです。

これまでも議論してきましたとおり、吉田地域の保育園は危険な状態  
が解消できていないまま何年も経過し、その間、施設の老朽化も進んで  
きており、これ以上放置することはできないと考えております。

ここで、説明資料を御覧ください。

2022年11月に認定こども園を旧田んぼアート公園に設置するというこ  
とを検討すると表明した後、どのように開園時期が変遷してきたかとい  
うことを示しております。2022年11月の記者会見の際には、2026年度開

園を目指すとしておりましたが、2023年当初予算の際には、工程を精査した結果、2027年度に開園がずれ込むかもしれないというふうに説明をしております。そして、2023年11月の総務文教常任委員会の議論を経て、12月には2028年度開園を目指して再度予算計上しました。

これらの2回の予算計上はいずれも否決されましたが、この間の議論の中で、取組を進めるに当たって懸念されていることの一つは、この基本構想を作ることで、一気に建設まで進むということを懸念しておられるということではないかというふうに捉えました。これまでの議論の中では、そんなことはありませんというふうに否定をしているのですが、確かにスケジュールを見ますと、できるだけ早く開園できるようにするあまり、地元説明会などを行いながら次の工程を検討をしていく、そういうタイトなものになっていました。

そこで、新たに検討したスケジュールでは、基本構想の完成をもって地元説明会、事業者ヒアリングを行い、その意見を取りまとめた上で、新たに作る認定こども園の基本計画に反映し、建設事業者を決めて建設工事に着手するという形に改めましたが、開園時期はさらに約2年後ろにずれ込む見込みとなりました。

基本構想の完成後、半年間の地元説明会、事業者ヒアリングを行い、3か月間の意見取りまとめ期間を取ると想定すると、6月定例会で基本構想の予算を提案したのでは、意見の取りまとめができるのは、この資料にありますとおり、2月の第4週というふうになるために、基本計画の予算を2026年度当初予算に計上することができず、6月以降の補正対応というふうになります。

以降の工程もそれぞれ補正予算での計上となり、結果として認定こども園の完成が2030年度中途というふうになります。年度中途での認定こども園の開園は通常は難しく、開園は2031年度にならざるを得ません。基本構想着手の僅かな遅れが、1年の開園の遅れにつながる局面にあると分かり、この4月25日付で総務文教常任委員長に、一刻も早く議論を進める必要があるということ、6月定例会前に臨時会を招集しての補正予算を検討しているということを伝えて、意見交換を申し入れましたが、5月8日付で拒否をされました。

また、5月7日付では、議長へ全員協議会での意見聴取を申し入れましたが、5月10日付で拒否をされました。

さらに、5月13日付で総務文教常任委員長に対して再度の意見交換を申し入れましたが、5月15日付で拒否をされました。

認定こども園の開園の遅れを最小限にし、2030年度の開園を実現するためには、基本計画の予算を2026年度当初予算の計上リミットである1月第3週までに間に合わせることで、すなわち基本構想を2024年度中に完成させることができるこの5月の第3週までに予算が必要であり、やむなく5月17日付で専決処分いたしました。

ここで、予算書の10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を613万8,000円増額しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、企画調整事業費に認定こども園基本構想策定業務委託料を613万8,000円計上しました。

以上で説明を終わります。

○大下議長

以上で、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員

2番、田邊です。

示された説明資料のスケジュールに関して6点お聞きいたします。

まず、2022年11月のスケジュール、一番上です。これは設計の期間が1年間となっておりますが、それ以降のスケジュールでは、基本設計と実施設計で合わせて91週となっております。ここが変わった理由を教えてください。

2点目です。基本設計51週、実施設計40週、建設外構工事51週となっておりますが、この数字の根拠を教えてください。

3点目です。2023年のスケジュール、3段目、4段目なんですけれども、公募の方法の検討終了後すぐに基本設計に入っております。しかし、24年のスケジュールでは、公募の検討後空白期間があり、基本設計に入っています。また、意見のまとめの後にも空白期間があるように思えるのですが、この空白期間は一体何をやる期間で、どのくらいの期間を想定されているのか教えてください。

4点目になります。2023年12月から2024年6月ですね、12月の補正予算の否決後、今2024年6月、半年間ずれているということなんですけれども、このスケジュールで見ると半年間のずれで開園が3年もずれるということになっていると思うんですけれども、ここの説明をもうちょっと詳しく教えてください。

次なんですけれども、2023年当初予算のスケジュール、2段目ですね、これは2027年度に入って建設外構工事が終わっております。ただ、2027年度の年度中に開園が来ております。ただ、先ほど説明もあったんですけれども、2024年6月のスケジュールでは、建設外構工事が終わるのが2030年度に入って終わって、そこで年度途中で開園ができないから31年度にずれ込むという説明だったんですけれども、この2段目、2023年当初予算では27年度中に工事が終わって、その年度に開園となっているのに、なぜ一番下は1年間ここで待たなければいけないのか、ここの説明をお願いします。

最後の質問ですが、2023年のスケジュール、2段目、3段目ですね、基本構想が完成する前に地元説明会、事業者ヒアを行うようになっております。今までの答弁で、基本構想がないと説明ができないというふうに言われていたんですけれども、これはどういうことなのかの説明を願

いします。

また、2024、先ほど説明がとおっしゃいましたが、2024年のスケジュールでは基本構想完成後に変更されております。ここの変更された理由を教えてください。

以上です。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 まず、2022年の11月のときに、要はその設計、建築のところの工期が随分短いですねということだと思っておりますけれども、ここは大変申し訳ありません。11月、このときにはともかくあそこに認定保育園を作るということを決めた、急いでやるとしたらこのくらいでというふうに、正直なところ、この積上げでどういう工程が必要かということまで精査ができていなかったというのが正直なところであります。

本来、ここは2023年度の当初予算で説明しているような形で、細かく工程を設定した上で発表するべきだったかなというふうには思いますが、11月のときには精査が少し甘く、このような短期間で発表しているということです。

そして、ちょっと順番は前後するかもしれませんが、2023年度の当初予算のところ、開園が2027年度の中途になっているのではないかなというふうな指摘、これまでの説明では、開園は年度中途では難しいというふうに説明しておられたが、これはどうかということでもあります。

ここについては、23年度の当初予算の説明の折にどのように説明したかということに合わせて日程を入れております。このときには途中で開園するかどうかというふうな精査を、福祉保健部ともきちんできていない部分がありました。どうもこのきちんとして工程を、2022年の11月の記者会見のときよりも、工程どのようなことが必要かというふうなことを入れると、どうも2027年度に食い込むということが分かった、開園時期については2027年度に食い込み、それ以降になるかもしれないというふうな説明をしましたので、このようにしております。

今までの説明の、最近の説明のところで言います開園時期は、年度の当初からすべきというところに合わせてみると、ここでの資料は、開園時期は2028年度からというふうにするべきかもしれませんが、2023年度の当初予算の当時の説明の形に合わせた表記にしております。

それから、同じ2023年度の当初予算のところでございますと、質問がありました中では、基本構想がまだ策定途中であるのに地元説明会、事業者ヒアリングなどを行っているが、これはこれまでの説明である、基本構想が完成してからでないといけないというのと合わないではないかというふうな質問だったかと思っております。

ここについても、まだこの当時は、基本構想である程度の素案が出来上がった段階で、地元説明会も始めながら、それで意見を聴取していきつつ、基本構想の成案にまとめていこうというふうなことを考えており

ました。これは、最初の説明のところでも申し上げましたように、できるだけ早く開園をさせなければならないというふうなところで、この工程のところでも少し無理をしたというふうなところは確かにありました。

ですので、この2023年度の当初予算を説明した折には、基本構想の素案をもって説明を始めて、その中で意見をまとめながら基本構想の最終形に持っていこうというふうに考えていたというところでもあります。

それから、2024年の5月の第3週までに予算計上した場合というところの、基本計画が終わって、それから基本設計のところまでの間に少し期間があるように見えるが、ここはどういう期間かというふうな問いがありました。これについては、公募方法の検討をして決定をした後、やはり当初予算で予算を計上していくのが通常の在り方です。ですので、公募をして決定をした後に当初予算に計上するための、その期間というふうなことでございます。

それからもう一つ、最後だと思うのですが、2023年の12月の補正予算を計上したときから2024年の6月に半年、今回の提案の時期からわずかしか時間がたっていないのに、3年も開園時期が後ろにずれるのはなぜかということがあったかと思いますが、これは冒頭説明をしましたように、地元の説明会や事業者ヒアリングなどを、最初にお話をしたように基本構想ができる途中、素案の段階で始めるというふうなところを詰めてやっていたこと、これをきちんと終わってから説明をするというふうに見直したことで、そこで出た意見をしっかりとまとめていく時間を取ったというところで、後ろのほうにずれております。

それともう一つ、公募方法の公募で事業者が決定した後、当初予算のタイミングで予算を計上していくなど、そういったところを適切に見直した結果、このように後ろにずれたというふうなことでございます。

以上で終わります。

○大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 基本設計51週、実績設計40週、建設外構工事51週の根拠が答えていただいていないので、そこもお願いします。

それと先ほどの話ですと、当初のところから23年度の計画といいますか、スケジュールも要は精査ができていなかったのを改めて見直して、今回の期間になったというふうには受け止めたんですけども、となるとこの2023年度当初予算であるとか、2023年12月の補正予算にされてきた説明は何だったのかという、要は間違いだったというのはちょっと言い過ぎなのかもしれませんが、それが成し得ないからこうなったというふうには受け止めたんですが、その説明をもう一度お願いします。

また、先ほどの話で、この地元説明会、事業者ヒアが半年、意見のまとめで3か月というふうなことで、これ9か月なわけですよ。ということは、例えば2024年の定例会の予算計上でという一番下の欄で、2025年

度に約1年間ぐらい、この地元説明会、事業者ヒア、意見のまとめを取っていて、2026年度の途中から基本設計、公募方法の検討に入っているここの区間が、もうちょっと左に寄るとするか、要は上の段のように、26年度の当初予算で計上できるんじゃないかと思うんですけども、ここが9か月しかない、残り3か月がそのせいで結局30年にずれ込んで、開園がさらに1年遅れるというふうにどうしても思ってしまうんですけども、ここの説明、もうちょっと、今この示されたスケジュールと今の説明であったとしても、開園がさらに1年ずれ込むように思えないんですけども、そこをもう一度説明をお願いします。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 工期の設定について、申し訳ありません、先ほど答弁が漏れておりました。これは基本的には、これまで整備をした甲田と八千代の保育施設の実態を踏まえて、それから児童数の規模や公園との一体整備という特殊性を勘案して、少し長めに設定をしております。今の2園についてはもう少し短い期間でできているんですが、やはり特殊な一体型というふうなことで特徴を出したいということで、少し時間を長く取っているというところがあります。

それから2点目、追加で言われました、これまでの2023年度当初予算、12月の補正予算のところでの、基本構想と重ねて地元説明会をやっていたというところで、その詰めが甘くはなかったかというふうな御質問だったかと思うのですが、これは確かにここ、これまでのここの議論が何だったのかというふうなことであります。

これは、このような重ねた工程にしていたというところは、先ほど言いましたように、何とか短期間でまとめないといけないということで、正直無理をした形でここを進めようというふうなところがありましたが、この間何度か議会の予算委員会でありましたり、総務文教常任委員会、それから一般質問などいただく中で、ここがしっかりと議論ができて、その意見が反映できるということが必要なのだということが感じ取れましたので、ここを見直したというところでもあります。

それから、6月の定例会のところでも、その意見のまとめとか、地元説明会などを少し詰めれば、調整をすれば当初予算に計上できるのではないかというふうなところ、2026年度の当初予算に計上できるのではないというふうなところでもあります、ここは確かにそういうところもあるかもしれませんが、やはりここのちょっと無理をすれば詰めれるんじゃないかというところを、この表の中で調整をしてみたのでは、きちんとしたその前提が変わる議論になってきます。

ですので、ここは実際にやる時にどうかというところはあるにせよ、いずれにしてもこれはかなり、これでも、これが終わったらこれをするというふうに、次から次に進めていかないといけないというふうなものになっておりますので、ここはやはり少しこれで遅れると、2026年度の

当初予算が厳しくなるというふうに判断をいたしました。実際のところ、1月の第3週というふうにしております期限というのは、本当に当初予算を計上するとすると、ここを過ぎると実際に数字上求められなくなるというふうなそういうデッドラインでございます。ですのでこの専決をせざるを得なかったというところは、これにどうしても間に合わせなければ難しいというふうな面がありましたので、このように考えて進めているところでございます。

以上です。

○大下議長 以上で答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

秋田議員。

○秋田議員 1点、お伺いいたします。

この基本構想の作成業務委託料の補正は、5月17日付で専決されたということでございます。それからもう今日は6月10日ということで、それから日にちは結構たってるんですが、現在の状況で専決されてから後に取り組状況、例えば5月27日頃に基本構想ですね、公募されるとかということをお伺いしてるんですが、そこら辺りの状況の説明をしていただければお願いいたします。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 この公募プロポーザルについては、5月27日に公表して募集を開始をしております。6月10日、本日、今日がその提案、手を挙げるかどうかというその締切りの日になっておりまして、幾つか手が挙がっているという状況です。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

金行議員。

○金行議員 とにかくこの地域は土砂災害特別警戒区域になっとなって、ちょっと投げとくというのがいろいろ執行部のほうも、今田邊議員が言われたいろいろな諸問題をちょっと軽はずみに考えたところもあるんじゃないかと。それなりにいろいろな、議論もいろいろございました。私はこういう危険な時期をずっと3年もほっとくということがあります。

その中で、老朽化も進むなど耐震化が、災害のリスクもあるというところがございますので、そのもろもろももう少し精査なされと思うんですが、その点もう少し懇切丁寧に説明をするために基本構想をやりたいということは、12月の補正で出たと思っておりますが、そういう関係は早くしなくてはいけないという、執行部のほうの心意気はどうなんですか。少し全てのことが甘く考えるというのが原因ではないかということも思うんですが、その点どう考えておられますか、お聞きします。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 おっしゃるとおり、あそこの場所に保育園が長く設置をせざるを得ないところを、何とかしないといけないというふうに考えておりました。この基本構想が必要というふうに、これまでも説明をしてきたとおりであります。

繰り返しになりますけれども、基本構想ができてそのままそこに作るかどうかという議論はこれから、それができてから始めるところありますので、その点をよく御理解いただければというふうに思っております。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 ただいま説明を伺いますと、これまでのスケジュールというのは無理をしていたというような説明があったかと思えます。時間的に詰めていたものを、このたび見直してみて、大分このスケジュールのところ余白もあるので、余裕を見て十分間に合うようにというような形で示されているのかなというふうに思うんですけれども、そういった意味では、時間的余裕がないということで専決をしているのかと思うんですけれども、余裕を見たスケジュールで見ると時間的余裕がないというような説明だったかと受け止めたんですが、その辺り、解釈が違えば違うんだということ御回答いただきたいと思えます。

もう1点、5月17日に専決処分をしておりますが、臨時議会を開けなかった理由は何でしょうか。2点お伺いします。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 少し余裕があるスケジュールになったのではというところにつきましては、後ろのほうを少し検討の時間がしっかりできるようにというふうなことでありますが、開園時期というよりも基本計画がいつ作ることができて、その次の工程、基本設計を作り、実施設計をやり、それから建設外構工事というふうな形で着実に進めていくためにも、この地元説明会や事業所ヒアリングをやって、あの場所に作っていかうというふうな、その公募の元になる基本計画を作るタイミングというのが2026年度の当初予算にどうしても上げていかないと、後ろがずれていくというふうなことを考えております。

そうしますと、先ほど御説明をしました、冒頭で説明をしましたように、その元になる基本構想というのは2024年度中、年度末までに作らないといけなくて、そうしようと思ったら6月の定例会ではどうしても間に合わないというふうなことで、これが急いでいるというふうな事情が、そういったところがございます。

それから2点目の、議会を開くことができなかったというところはな

ぜかということでありまして、これまで最初の説明でもお話をしたことはあるんですけども、冒頭説明しましたとおり、5月の第3週までに予算計上することが認定こども園の開園の遅れを最小限にするためのリミットだというふうに申し上げました。この間、そこに向けて、やはりこれまで2回否決をされた案件ということでもありますので、しっかりと議員の皆さんと議論をした上で、それからそれに見合った形で、それを反映した形で提案をし、そして議決をいただきたいというふうに、考えております、おりましたので、この間総務文教常任委員会、そして議長に対しても意見交換の申入れをずっとしてきたところですが、何とか5月の第3週までに議会が開けるようにというふうな調整をずっとしてきたのですが、それがかなわずというふうなことが理由になります。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 ただいまの答弁で、議会が2回にわたり否決をしてきた、それでその否決理由に対して、見合った形になるような形で提案を行いたいという御説明だったかと思うんですけども、その辺りというのはこの計画書の中でどこに反映をされているのか、お伺いしたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 それがこの5月第3週までに予算計上した場合ということで、基本構想ができて、それから意見交換をし、意見の取りまとめをしという時間をしっかりと作ったというところが、これがこれまでの議論の中で、議会の皆さんが心配をしておられるというのが、恐らくその基本構想を作るということは、もうあそこに認定こども園を建設するところまで一気に進んでしまうんだらうということ懸念をされたということだろうと考えました。

また、意見などもしっかりと聞いてほしいということもこれまでの議論の中でありましたので、そのような時間をしっかりと取りました。

ただ、これで十分なのかどうかということが判然としませんし、何とかこれを通したいと思いましたので、議論をさせていただく時間をしっかりと事前に作りたいという思いでおりました。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

南澤議員。

○南澤議員 意見のまとめということで時間を取ったということなんですけれども、昨年、2023年度当初予算でも12月の補正予算でも、議会の否決理由、大きく分けて3点、保育所等規模適正化計画の原則に反するという点が1つ。住民への説明がない、事業者等への説明がない。これ合わせて3点だったはずですが、これ、最初の当初予算否決された段階、もう12月も言ってる内容変わらないはずですが、であれば、早急に対応が取れたんでは

ないか、昨年6月、この議会でも補正予算が出せたのではないかと、そうした今回のように予算計上できたのではないかと思います。

石丸市長は、議会は何をやっておったんだと、1年間放置してという話だったかと思うんですけども、即座に議会との意見交換をせずに、議場での修正理由を元に判断できたことではないのでしょうか。この辺りの見解を伺いたいと思います。

○大下議長 答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 これまでの議論の進め方というところについては、今いろいろと、あのときああだったかもしれないということは、議論ができる場所かもしれない。ただ、そのときにはそのときの判断を市長以下、協議を進めてきて、結果として何度か予算の提案をさせていただき、それから議論の場を持ちたいというふうなこともいろいろ言わせていただきながら、ここに至っております。

この間の時間がたっているところについてはじくじたるものがありますけれども、何とか議論を前に進めたいということの申入れもさせていただきながら、今日ここに至っているということです。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

山本議員。

○山本数博議員 今、同僚議員の質問を聞かせてもらいよろんですが、まず最初に、執行部と議会の認識が違いますかという答弁が、今2回ぐらい聞かせてもらいました。1つ、というのは、基本計画をやったらそのまま実施に進むんじゃないかという議会の危惧があると、こういうふうに説明があったと思いますが、先ほど同僚議員が質問されたように、議会としては、この旧吉田のまちの中から保育園がなくなるという、住民合意のことができるのだろうか。行った先の民間保育園の、民業圧迫の問題の解決はできるんかと。

まずもう一個は、1小学校1保育園という基本的な考えがあるじゃないかと、これらが解決できるんかというところの回答がないので、修正案になってきた。こういう経緯があるんですが、今の答弁の中では、このまま基本構想を作られたらそのまま実施に向かうんじゃないかという議会の危惧がある。答弁が、今までの議会の反対意見の中と、執行部の受け止めと中身が違っていると、こういうふうに今感じました。これ何回出しても、議会が不安視する部分が執行部が解決されてないと、そういうことがあると思うんですね。

この認識の違いはどのように起きてることというふうには思うんですが、そのところ我々が修正案を出して、それに賛同して修正してきた経緯をもう一度よく考えて、そこはどのように捉えられたのか。答弁を願いたいというふうに思います。

そして、しきりに言われるんですけど、基本構想ができないと地元説明会も、民間業者の方への説明ができんと、こういうふうに言われるんですけど、基本構想の中身は何ができるんですか。そういった保育園がなくなるということについての市の対応、まちの在り方いうものがそこに書かれて、行った先の民業圧迫に対する問題の解決の中身まで基本構想の中に、業者がそういうことを書くんでしょうか。執行部が考えるべき内容だと思いますが、基本構想の中身まで御説明願います。

○大下議長 山本議員に申し上げます。これは協議ではありませんので、あくまでも専決に対する質疑でございますので、そこらを御了承いただきたいというふうに思います。

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長 基本構想として想定しているのは、やはりこれまでの保育園とは違うものを、どのようなものが公園と一体型になって、ほかの市外からも魅力的なものになるというのが、どのようなものかという絵姿であったり、これがどのような魅力的なものにすることができるかというふうなことが分かるようなものを出していきたいと思っております。

ですので、それをもって、だから事業者の皆さんも民業圧迫にはならんのだというふうなことまでを説明し切るようなものであるようには想定はできませんし、まずできたものを見て、事業者の方に見てもらって、事業者の方にも判断をしていただいて、意見をいただく、そういうベースになるものを作るというふうに考えています。

以上です。

○大下議長 答弁を終わります。

山本議員。

○山本数博議員 今のは出来上がる園の施設の絵ができる程度で、その前に執行部がやる仕事は、保育園をなくしてもいいですかということを、まず問うのが先だというのが反対意見にあったんですが、それも全く、絵を描いて持ってって、ここをなくすんですがよろしくお願ひしますということ是可以るんですか。さっきのは、私の質問の答弁になつたらんと思います。民業圧迫も解決策ができんということですが、これは執行部の中が考えてやれれば本当に基本的な考えはできると思うんですよ。

もう一つ、これを進めようと思うたら、提案者の前市長はもうおられんのですね。リーダー不在の中で進めるいうことができるんだらうかいうのが、まずクエスチョンにあるんです。この事業を誰が指揮をするんか、そしてどの部署が進めるんか。計画まではそれは企画ができるかも分かりませんよ、計画書の書類は。

では、この事業を進める上で誰がやるんかいうことを明らかにしてください。

○大下議長 山本議員に繰り返します。協議ではありませんので、この専決に対する質疑でございますので、そこら辺の御理解をいただきたいというふう

に思います。

答弁できますか。

米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長　今言われました、誰が指揮を執るか。それは市長です。この計画を作る、今作業はもう進めているとさっき説明しましたけど、また7月の7日で選挙があって市長が決まります。それからの作業等については市長のほうでやりますし、それまでは私が代行のほう、職務代理なんで、そこらの指示等はする予定にしております。

どこの部署がやるということなんですけど、今計画とかいうところは、一応今企画部のほうでやっておりますけど、最後の工事等についてはその担当部署でやるようになると思いますんで、そのものも含めて、今基本構想で決めていくと。どこの者が作っているのに、どういう作業が要るかというのも含めて、構想を作るということになると思います。

それから、ちょっとさっきの質問の中にあるんですが、山本議員は、反対された、修正案を出された理由の中に、先ほど反対の理由の中に、基本構想でなくて地元の説明、事業者の説明をすることも入ったと思うんですけど、そのために今回の基本構想を作るというのを何度も説明させていただいておるんですが、御理解いただけないでしょうか。

○大下議長　答弁を終わります。

山本議員。

○山本数博議員　どうも、副市長は議会のほうへ問題提起をして、自分らの責任は投げたようなこと言うんですが、今の修正案の中身はどういうふうに理解されとるんかなというふうにまた、頭かしげるようになるんですが、地元の説明をせずに計画書を作って、地元行って説明して、理解が得られなかったらどうするんですか。誰が責任取るんですか。

持って行ったら、確実に地元説明会、旧吉田の人たちの保育園がなくなるということについても、必ず理解をしてもらおうと、行った先の民業圧迫の問題も必ず片がつくんだと、こういう見込みがあるんでしょうか。ない中で610万円ばかりの計画書を作って、それを下げてって、理解してもらえなかったらその610万円はどうなるんでしょうか。そこらは副市長は責任取られるんですか。

それでもう一点、今、副市長は職務代理者ということになられてますね。副市長の権限は、市長の権限が全て副市長のところに行ったと、こういうふうに理解するんですが、その中で、職務代理者としてやってはいけんことがあるんじゃないかと思うんですけど、職務代理者がやっちゃいけんということ、があるんでしたら、その説明をお願いいたします。

○大下議長　答弁いいですか。答弁を求めます。

米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長　まず、1点目の基本構想ですが、基本構想、前からずっと言いよるんですけど、基本構想がないと、これまた特殊な施設等でもありますし、公園を併設したものでもあります。そこらのものも含めて、作って説明

をしなくてはいけないというのをずっと説明させてもらってとるんですけど、そのためにこの構想を作って、作って説明しないとできないと。例えば、中身が行政だけの、専門家でもない、専門家でもないと言ったらおかしいんですが、専門家にそこらのことを、ほかの事例も含めて作って委託で出して、それで説明することによって、今の地元の説明等ができるというのをずっと再三話をさせてもらってとると思いますんで、そこは御理解いただきたいと思いますし、先ほど2点目の、私が職務代理者として市長の代わりにできないというのはない。ちょっと、議会の解散の権限とかはないと。ちょっとその詳しいのはちょっとまた説明をまたさせていただきますと思いますけど、ほとんどの権限は私にあると思います。

○大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。  
児玉議員。

○児玉議員 いろいろお話を聞かせていただいたんですが、先ほどの同僚議員のちょっと質問とかぶるんですが、これ5月に専決されておるんですけども、先ほどありましたように前市長の進めておられる事業ということで、設計業務委託料610万円少々ですね。7月に今度、市長が代わられて、この事業を継続してやられるということになれば、この設計業務委託料というのは無駄にならんとするんですが、仮に市長が代わられて、これを見直されるということになると、スタートしておるその事業費というのは、やはりある程度無駄になってくるんじゃないかと思うんですね。  
そういった意味では、この専決、議会としても承認するかしないかというところで判断していけば、たちまち事業を、新しく市長が来られるまで停止しておく、そういうようなお考えはお持ちじゃないでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。  
米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 止める気はありません、今現在。

○大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ございませんか。  
(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
ここで1時間以上たちましたので、換気のため、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時20分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○大下議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

討論がありますので、まず本件に対する反対討論の発言を許します。

芦田議員。

○芦田議員 私は、認定こども園基本構想作成業務委託料の専決処分に対して反対の立場で討論します。

市立の保育所と幼稚園が土砂災害特別警戒区域にあり、早急な移転の必要があること、また、人口減少が急速に進んでおり、3園統合の必要性についても、執行部、議会とも共通認識となっています。

そういった中で、統合、移転に当たっては、一番重要な要素の一つである移転場所を含めて、地域住民や保護者、保育事業者に対して丁寧に説明し、早急に理解を得ることが最も重要なことではないかと考えます。

議会は、その必要性を再三述べているにもかかわらず、田んぼアート公園予定地への移転を前提とした基本構想がないと説明できないとの理由で、いまだに説明会などは行われていません。田んぼアート公園予定地ありきでの事業を進めようとしており、議論が尽くされていないのが現状です。

そのような状況の中で、認定こども園基本構想作成業務委託料613万8,000円の専決処分を行い、議会に対してその承認を求めています。自治法179条で、専決処分ができるのは、議会が成立しないとき、会議を開くことができないとき、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、議会が議決すべき事件を議決しないときの4つの要件に限り、専決処分が例外的に認められています。今回の専決処分は、この専決処分ができる4つの要件のどれにも当てはまらないのは明確です。

よって、認定こども園基本構想作成業務委託料の専決処分に反対します。

○大下議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 私は、この専決に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

内容の質疑等もありましたが、結局22年から提案をしてき、この間、代替地の課題、そういったものもいろいろ同僚議員等も調査をされたり、あるいは市民のアンケートを取ったりという形をされておりますが、最終的に判断できるのは、やはり基本構想があって初めていろんな議論ができるということ、これは同僚議員が取ったアンケートを見る上でもそういった状況だというふうに思っております。賛成の方が3割、反対の

方が3割、そしてよく分からないというのが4割。そのよく分からないという皆さんの中には、基本構想等があつて初めて判断できるというような意見も中にはありました。

そういった観点からしても、この災害がいつ起きるか分からない状況を、もうこの当初から考えると、3年から4年もずれ込んでおるんですね。そういった状況を見たときに、今年、本当にいつ災害があるか分からないということも含めて、私は、早急に結論を出すべきだと思いますし、この事業を進めるためにも、今回の専決によって基本構想予算を通し、その基本構想を作った上でさらに議論していく。市長選挙が行われるというような話もありましたけども、それも含めて市民が判断をした市長が、その結果を判断するという事なんで、これはこの議場で議論すべきことでもないと思いますけども、そういった観点からも、早急にこの専決処分を通した上で、この基本構想関係を進めるべきというふうな立場で、この専決に対して賛成をさせていただきます。

○大下議長 次に、反対討論の発言を許します。

南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。反対の立場で討論をいたします。

先ほど来質疑で、質疑の答弁を聞いておりますと、これまでの計画を精査したら間に合わないということで、今回専決処分をしたというような説明だったと理解しております。

また、議会に対して意見聴取をしていたが、意見聴取に応じないのでやむなく専決にしたというようなことだったんですが、今回出された計画案、スケジュールを見ますと、否決されたその修正理由を基に精査して出されています。意見聴取を経ずとも、議会の修正理由を基にできるわけです。

そういったことを勘案すると、今年度の当初予算でも予算計上はできたと思いますし、臨時議会を開いて議決を得ることも可能だったかと思えます。よって、専決処分が適切とは考えられないと考えますので、反対とさせていただきます。

以上です。

○大下議長 次に、賛成討論の発言を許します。

秋田議員。

○秋田議員 私は、この専決処分について賛成・承認の立場で討論をさせていただきます。

これまでもいろいろ議論がある中で、私もいろいろと悩んできた部分がありましたけれども、先ほどございます第4回定例会のときにも、議会のほうは修正案を出されて、修正案のほうが可決となった。そのときに私は、ぜひこれは執行部が基本構想を作られて、それから住民説明をしっかりとしていくという形なので、ぜひともであるならば、基本構想は作るべきであるということで、そちらのほうに行きましたけれども、今回の専決でまた改めて、今までの議論も含めて検討はされたと思いま

す。

ただ、専決処分の在り方、このことについては芦田議員のほうからも4点ほどございましたけれども、大事なところは私は質問もさせていただきましてけれども、5月17日に専決をされて、既に公募で基本構想、設計業務のほうを出されていると、27日に。それから今日の日付で、そこがないという答弁をいただいたら少し話をさせてもらおうかと思ったんですが、もう何件かもう来てるということなので、基本構想の設計案も出てくるだろうということで、先ほど今の南澤さんたちのほうもアンケートを取ったりされた中では、賛成・反対半々で、まだ分からないというのが4割という数字が出ておりましたんで、それはこっちが調べた数値だろうとは思いますが、そうした4割の方に対して、やっぱりきちんと説明をするとすると、そうした基本構想を基に説明されるというのは私は理解できますし、何よりも今現在進行形で、既に専決をされて進んでいる状況でございます。

ただ1点、私もちょっと考えなきゃいけないなと思うのは、次の市長選がもう控えておりますし、どなたがなられるか分かりませんが、そのときにやっぱり市長は市長の判断をされると思います。そのときにはまた私は今ここでこの専決に対しては承認のほうの立場に回りますけれども、これはもうやめるんだという話もなきにしもあらずだと思います。そのときにはきちんとそういう判断もしなきゃいけないけど、今時点のこの専決処分に対しての判断は、やっぱり基本構想をきちんと作って説明すべきだということで、賛成のほうに、討論のほうにさせていただきたいと思います。

以上です。

○大下議長 次に、反対討論の発言を許します。

山本優議員。

○山本優議員 この基本構想についてはいろいろ理解はしておりますが、この基本構想についてはいろいろ理解はしておりますけども、簡潔に反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、吉田地区、地元の関係者、保護者の理解を得るのが大前提であろうと私は思っております。それができておらず、基本構想ありきで解決できるものではないと考えます。それに、市長が辞職表明される3日前の17日に専決処分される理由が理解できません。執行責任を放棄されることが決定している責任者がすべきではない行為だろうと私は思います。それは新市長が決定してから、新市長が判断すべき事案であろうと私は考えます。

以上の理由で、この専決処分案への反対討論とさせていただきます。

以上です。

○大下議長 次に、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○大下議長 賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。反対の立場で討論させていただきます。

先ほど来示されたこのスケジュールについて、質疑をさせていただきました。過去の説明から変わった部分も多々あり、じゃあ2023年度の議論は何だったのかと疑問を持たざるを得ません。

また、こういったことがある中で、また今日、本日の議論が、その前提条件が今後変わらないとは言い切れない部分もあり、この示されたスケジュールによって専決処分をされたということは、本当に専決処分が必要だったと納得することができません。今までのスケジュールを精査した結果、新たなスケジュールでは間に合わないの、1年遅れるので、2031年度になるので専決処分をしたということなんですけれども、まだ今日の説明を聞いた限りでは、6月定例会に予算案を出されていても、2030年度の開園に間に合うのではないかとこのところが、その疑問を払拭することができませんので、やはりこの専決処分をしたということに関しては、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

○大下議長 次に、反対討論の発言を許します。

山本数博議員。

○山本数博議員 3番、山本数博です。本案に対する反対とする討論を述べさせていただきます。

同僚議員の意見に重複するかも分かりませんが、まず過去2回の専決処分でも議論になりましたように、地方自治法で言う専決処分の要件として、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときと規定してある条項に該当すると思います。

このことを証明するために執行工程を示されましたが、この説明を聞いていますと、このような理由はどのようにでも繕え、どうにでもなるのが分かりました。よって、その根拠にはなり得んと思います。

この事案は、決裁の日から起算して臨時議会を開催する時間はなかったとは言えず、むしろこの処分は専決処分の濫用で、違法と言える行為でもあります。

さらに加えて、執行権者の市長が辞職することが明らかで、執行責任者不在の状況になるにもかかわらず、当該事業を進める行為は無責任にもほどがあり、常軌を逸する行為でもあります。

また、この決裁に加わった副市長をはじめ市の幹部は、なぜこれを止められなかったのか、疑問に思うところでもあります。今現在、この予算は執行に入ってます。このまま放置して、7月8日以降に就任される新市長の判断に委ねることになった場合には、損害賠償を伴うこともなりかねません。

よって、当該専決処分に係る業務は、職務代理者である副市長の責任において、業務を中止または停止されることを付して反対とする意見とします。

○大 下 議 長 次に、反対討論の発言を許します。

(討論なし)

○大 下 議 長 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第6号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第1号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○大 下 議 長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第44号 承認第7号 専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】

○大 下 議 長 日程第10、承認第7号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本件は、7月7日執行の安芸高田市市議会議員補欠選挙に伴う費用を既定の歳入歳出の総額にそれぞれ追加したものです。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年5月22日付で専決処分をしましたので、承認を求めます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

高下企画部長。

○高下企画部長 それでは、要点の説明をします。

このたびの補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,313万6,000円を追加し、予算の総額を193億3,327万4,000円としたものです。

これは7月7日に執行されることになった安芸高田市議会議員補欠選挙に要する費用を計上したもので、準備に関する事務などを早急に始める必要があり、緊急を要したため、5月22日付で専決処分いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。

歳入ですが、19款の繰入金は、財政調整基金繰入金を1,313万6,000円増額しました。

続いて、13ページをお開きください。

歳出ですが、説明欄、一般職員人件費は、補欠選挙に当たり必要となった時間外手当を計上したものです。

次に、市議会議員補欠選挙費は、ポスター掲示板設置撤去委託料や選挙運動費用公費負担金などを計上したものです。

以上で終わります。

○大 下 議 長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 当該予算は市議会議員補欠選挙に伴うものという説明だったと思いますが、18節の選挙運動費用公費負担金は、何名の候補が出るという見積りで行ってますでしょうか。

○大下議長 答弁を求めます。  
行政委員会総合事務局長、竹本局長。

○竹本行政委員会総合事務局長 このたびの市議会議員の補欠選挙人に対する費用ですけれども、6名分を見ております。

以上でございます。

○大下議長 答弁を終わります。  
ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会の付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第7号「専決処分した事件の承認について【令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）】」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第45号 財産の取得について（消防ポンプ自動車購入）

○大下議長 日程第11、議案第45号「財産の取得について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本案は、安芸高田市消防団の消防ポンプ自動車の取得について、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

- 神田危機管理監。  
説明資料を御覧ください。  
資料中段5番の概要から説明させていただきます。  
消防団の車両は、おおむね25年をめどに更新をしています。八千代方面隊第1分団、この管轄は土師、勝田地域が主な管轄区域となりますが、この車両が更新時期を迎えるため、当議案の消防ポンプ車に更新するものです。  
従前は通常の可搬ポンプ積載車が2台でございましたが、格納庫の事情により1台に減らしたため、消防力の維持を図って、取水・放水能力の高いポンプ車に更新します。  
なお、納入期限はおおむね2年後の2026年3月としております。  
以上で説明を終わります。
- 大下議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)
- 大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)
- 大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)
- 大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第45号「財産の取得について」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕
- 大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第46号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

- 大下議長 日程第12、議案第46号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
市長職務代理者、米村副市長。
- 米村市長職務代理者副市長 本案は、地域で利用されなくなった面山集会所を廃止するため、所要の改正を行うものです。  
御審議のほど、よろしく願います。
- 大下議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長

それでは、議案第46号の要点の説明をします。

本案は、高宮町佐々部にある面山集会所について、地域で利用されなくなったため、条例の別表から削除するものです。

面山集会所は昨年度まで志部府振興会で運営をされていましたが、振興会の会員の減少と、高齢化により今後の運営はできない申出があり、今年度から閉鎖となっております。

また、今後は近隣に地域集会所があるので影響はないと伺っております。

以上で要点の説明を終わります。

○大下議長

以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

○大下議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○大下議長

異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○大下議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第46号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例の件」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○大下議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第47号 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第14 議案第48号 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第15 議案第49号 介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第16 議案第50号 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

日程第17 議案第51号 財産の無償譲渡について

○大 下 議 長 日程第13、議案第47号「介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から、日程第17、議案第51号「財産の無償譲渡について」の件までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 議案第47号から第50号は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第51号は、社会福祉法人ひとは福祉会と賃貸契約している土地及び建物を同法人へ無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案5件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案5件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第52号 財産の取得について（高規格救急自動車購入）

○大 下 議 長 日程第18、議案第52号「財産の取得について」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 本案は、高規格救急自動車の取得について安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大 下 議 長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 それでは、要点の説明をします。

説明資料を御覧ください。

契約の目的は、高規格救急車1台でございます。

次に5、概要ですが、当該救急自動車の概要及び整備の特徴については、更新する救急自動車は、2016年3月の登録後8年が経過しており、今般更新計画に基づき更新整備するものです。

特徴といたしましては、四輪駆動で、緊急車両としての視認性を高めるため、赤色灯の増設をしております。患者室内は、救急隊員が立ったまま処置を行える高さが確保されており、ストレッチャー防振架台の、架台により走行に伴う揺れが軽減することで、傷病者を安静に医療機関へ搬送することが可能です。

納入期限は本年12月27日です。

以上で説明を終わります。

○大下議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○大下議長 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。  
本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○大下議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○大下議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第52号「財産の取得について」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○大下議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第53号 令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第20 議案第54号 令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○大下議長 日程第19、議案第53号「令和6年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件及び日程第20、議案第54号「令和6年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長職務代理者、米村副市長。

○米村市長職務代理者副市長 議案第53号は、定額減税補足給付金に伴う費用や、新型コロナワクチン接種に伴う費用の増加等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

議案第54号は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う費用の増額等を既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○大 下 議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○大 下 議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元に付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、6月18日午前10時に再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後0時08分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員